

# 集團指導資料

枚方市健康福祉部福祉指導監査課  
令和7年12月作成

1. 業務管理体制の届出について ([P.3](#))  
→全サービス
2. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修要件について ([P.8](#))  
※[居宅介護等の訪問系・短期入所・就労選択支援・計画相談支援等の相談系](#)は対象外
3. 就労支援事業会計について ([P.11](#))  
→就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
4. 計画相談支援及び障害児相談支援の基本報酬の算定要件について ([P.15](#))  
→[計画相談支援・障害児相談支援](#)
5. 心理担当職員の要件について ([P.20](#))  
→[児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援](#)
6. 福祉専門職員配置等加算における常勤要件の取扱いについて ([P.23](#))  
→[児童発達支援・放課後等デイサービス](#) ※[障害福祉サービス](#)は対象外

# 1. 業務管理体制の届出について

法令では業務管理体制に関して以下のことを定めています。

- ・指定事業者等の事業運営の適正化
- ・指定事業者等の責務
- ・業務管理体制の整備・届出  今回はこの「届出」について！
- ・業務管理体制の整備に係る検査等
- ・欠格事由・連座制

→届出の中でも一番忘れがちな「**移管**」手続きについてこれからおさらいします。

# 忘のがちな「移管」の届出について

業務管理体制に係る届出は、

- ①障害福祉サービス事業・指定障害者支援施設
- ②一般相談支援事業・特定相談支援事業
- ③障害児通所支援事業
- ④障害児相談支援事業

の4つの区分ごとにそれぞれ行う必要があります。また、届出先もそれぞれの区分ごとに決まり、それぞれの区分における全ての事業所の所在地によって判断します。

区分ごとの全ての事業所が枚方市内に所在する場合

→枚方市

事業所が大阪府下で2以上の市町村に所在する場合

→大阪府

事業所が2以上の都道府県に所在する場合

→厚生労働省

(例) A法人が枚方市と寝屋川市に障害福祉サービス事業所を、枚方市のみに障害児通所支援事業所を運営している場合

障害福祉サービス事業→大阪府

障害児通所支援事業 →枚方市 に届出が必要

そのため、新しい事業所を立ち上げたり、今ある事業所を廃止したりすると、届出先が変わることがあります。

(例) 枚方市のみで障害児通所支援事業所を運営していたが、寝屋川市で新たに障害児通所支援事業所を運営する場合

→届出先が「枚方市」から「大阪府」に変更になる届出が必要

→これを「移管」手続きと呼びます！

移管の手続きは、①現在の届出先、②新しい届出先の両方に手続きが必要です！

先ほどの例で言うと、

- ・枚方市には、届出先が「枚方市」から「大阪府」に変わったという手続き
- ・大阪府には、新規で届出の手続き

が必要となります。

同様に、2以上の市町村または都道府県で事業所を運営していたが、一部事業所を廃止することにより1の市町村または都道府県となる場合も双方に移管手続きが必要です。

事業所の新規指定・廃止の手続きだけを済ませて、業務管理体制の手続きが漏れてしまうケースが非常に多いため、今一度業務管理体制の届出状況についてもご確認をお願いいたします。

そのほか、詳細は下記の市ホームページをご確認ください！

枚方市ホームページの「ページ番号検索」で「1818」（半角）で検索してください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

サイト内検索

ページ番号検索

1818

表示

QRコードはこちらから



Next ➡ 2. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修要件について

## 2. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修要件について

### ●更新研修※1の受講時期について

- ・初回の更新研修の受講後

→初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修の受講が必要

- ・実践研修※2の受講後

→当該実践研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修の受講が必要

⇒添付資料『サービス管理責任者等更新研修のご案内』2ページをご確認いただき、現在配置されているサービス管理責任者等の研修の受講状況をご確認ください。**研修を受講していなかった場合は至急当課にご報告ください。**

※1…サービス管理責任者等更新研修

※2…サービス管理責任者等実践研修

# 期日までに更新研修を受講していない場合はどうなる？

## ①人員基準違反に該当

⇒受講していない事実を知り得た時点で速やかに当課への報告を行わなかった場合、指定取消等の行政処分に至ることがあります

## ②減算の適用

⇒サービス管理責任者等の欠如減算や個別支援計画等の未作成減算が適用されます

## ③一定の加算が算定不可

⇒サービス管理責任者等の配置が要件になる各種加算が算定できません

※上記①～③以外にも、事案に応じて適宜必要な指導等を行います。

# みなし配置された場合の実践研修について

## ・対象者

→平成31年4月1日～令和4年3月31日までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日又は7日課程）を修了し、サービス管理責任者等として従事（みなし配置）された方

## ・実践研修の受講期限

→両研修のいずれか遅い方の修了日から3年が経過するまで

※上記期限までに実践研修を修了していなければ、引き続きサービス管理責任者等として従事することができません。

今一度、受講状況をご確認ください。万が一実践研修を受講していなかった場合は至急当課にご報告ください。

# 3. 就労支援事業会計について

## ●はじめに

『就労支援事業会計の運用ガイドライン』（以下「ガイドライン」といいます）をご準備ください。

※厚生労働省HPより（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40524.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40524.html)）

## ●会計処理について

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業（以下、これらを「就労支援事業」といいます）を実施する法人は、会計処理において、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準により、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計処理基準により、**生産活動**に係る会計とその他の活動（以下、「**福祉事業活動**」といいます）に係る会計を**区分すべき**ことが定められています。

## ●就労支援事業会計について

就労支援事業会計を適用する場合は、以下①～④の順序で区分することとなっています。  
(ガイドラインP.13)

- ①就労支援事業とその他の事業を区分
- ②指定事業所ごとに区分
- ③福祉事業活動と生産活動を区分
- ④作業種別ごとに区分

加えて、会計年度ごとに生産活動収支の状況等を示す一定の会計書類を作成すべきこととなっています。 (ガイドラインP.15)

# なぜ区分しないといけないのか？

- ・就労支援事業は指定基準において指定事業所等ごとに経理を区分することが求められている
- ・指定基準及び解釈通知において、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を差し引いた額に相当する金額を賃金・工賃として利用者へ支払わなければならぬとされている

※共通する経費については、ガイドラインに原則の按分基準が規定されていますが、原則によらない按分を行う場合は、法人で合理的な基準を明確に作成し、継続性の原則にしたがいみだりに変更しないようにする必要があります。（ガイドラインP.27）

# 正しく区分できていないとどうなる？

区分が適切にできていない又は作成するべき会計書類が作成できていないために、以下のように給付費の返還が発生するケースが全国的に散見されています。

- ・利用者に支払う賃金・工賃の金額に誤りが生じる
- ・生産活動に係る事業の収支が正しく算出されない

→算定する基本報酬の誤りに繋がる

→基本報酬を過大に算定していた場合には遡っての返還が生じる

利用者へ適正な賃金・工賃を支払うため及び適正な事業運営を図るためにも、改めてガイドラインをご確認いただき、適切な就労支援事業の会計処理に取り組んでください。

## 4. 計画相談支援及び障害児相談支援の基本報酬の算定要件について

### ●計画相談支援及び障害児相談支援の「具体的取扱方針」

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「相談支援」といいます。）については、「具体的取扱方針」の基準※を遵守して相談支援を提供することが求められています。

### ●基本報酬を算定するために

さらに、相談支援を提供して給付費を請求する際に、「具体的取扱方針」の基準※のうち次ページ以降で説明する一定の基準を満たしていない場合には、基本報酬が算定できないことになっています。

※計画相談支援：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第15条

障害児相談支援：「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第15条

# 計画相談支援の場合

## (1) サービス利用支援

- ①アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、理解を得なければならない。（基準第15条第2項第7号）
- ②サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。（同項第10号及び第13号）
- ③サービス等利用計画案を作成した際には、利用者等に交付しなければならない。（同項第11号）
- ④支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議の開催等により、計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければいけない。（同項第12号）
- ⑤サービス等利用計画を作成した際には、利用者等及び担当者に交付しなければならない。（同項第14号）

## (2) 継続サービス利用支援

- ①モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。（同条第3項第2号）
- ②サービス等利用計画の変更について、サービス利用支援の①～⑤に規定された一連の業務を行うことが必要である。（同項第3号により準用する同条第2項第7号及び第12号～第14号）

→ 障害児相談支援については次ページへ

# 障害児相談支援の場合

## (1) 障害児支援利用援助

- ①アセスメントに当たっては、障害児の**居宅を訪問**し、障害児及びその家族に面接しなければならない。また、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。（基準第15条第2項第6号）
- ②障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。（同項第8号及び第11号）
- ③障害児支援利用計画案を作成した際には、障害児等に交付しなければならない。（同項第9号）
- ④通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議の開催等により、計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、**専門的な見地からの意見**を求めなければならない。（同項第10号）
- ⑤障害児支援利用計画を作成した際には、障害児等及び担当者に交付しなければならない。（同項第12号）

## (2) 継続障害児支援利用援助

- ①モニタリングに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。（同条第3項第2号）
- ②障害児支援利用計画案の変更について、障害児支援利用援助の①～⑤に規定された一連の業務を行うことが必要である。（同項第3号により準用する同条第2項第6号及び第10号～第12号）

上記基準（計画相談支援及び障害児相談支援）が満たされていないことが判明した場合は、給付費の返還が必要となります。

また、「具体的取扱方針」には上記以外にも相談支援の提供にあたり必要な基準が規定されていますので、今一度基準を満たした運営ができているかご確認ください。

# 5. 心理担当職員の要件について

心理担当職員の要件に係る取り扱いについて、利用者支援の観点から心理担当職員の技術や能力の担保を図るため、枚方市での基準を以下のとおり見直しました。

## ・有資格者の場合

→原則、公認心理士・臨床心理士としていましたが、それらに加えて臨床発達心理士の資格を有する者も可能とします。

## ・有資格者以外の場合

→学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）かつ、上記の有資格者と同等以上の能力を有する者とします。

※大学の心理学を専修する学科の卒業のみでは認められません。

※同等以上の能力を有する者であるかについて、障害児通所支援等の事業者や企業等による証明等では認められません。

(参考) 心理担当職員の要件について、国の基準上は以下のように規定されています。

次の①と②のいずれも満たす者

- ①学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ②個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

**見直しの適用開始日：令和8年（2026年）2月1日**

※ただし、経過措置として、有資格者以外の場合で、有資格者と同等以上の能力を有する証明として事業者や企業による証明で認めていた者につきましては、令和9年（2027年）3月31日まではそのまま心理担当職員として配置することを可能とします。

## 留意点

- ・現在、上記の経過措置に該当する心理担当職員を配置している場合は、令和9年（2027年）3月31日までに見直し後の要件を満たすようにしてください。
- ・令和9年（2027年）3月31日までに見直し後の要件を満たさないことに伴い、令和9年（2027年）4月1日以降の**各加算の算定区分に変更が生じる場合は、期日までに届け出てください。**

## 6. 福祉専門職員配置等加算における常勤要件の取扱いについて

「福祉専門職員配置等加算」における常勤の取り扱いを、以下のとおり見直しました。

当該従業者の勤務時間が常勤に達しており、かつ、福祉専門職員配置等加算（以下「同加算」という。）に該当する直接処遇職員としての勤務時間が当該常勤の時間数の半分以上である場合に、同加算においての常勤として取り扱う。

例) 常勤の勤務時間 40時間/週

従業者A 児童指導員30時間/週 + 運転手10時間/週 = 計40時間/週

→児童指導員としての勤務時間が $30/40$ 時間 = 常勤の勤務時間数の半分以上なので、同加算における常勤となる。

見直しの適用開始日：令和8年（2026年）4月1日

### 留意点

本見直しに伴い、令和8年（2026年）4月1日以降の同加算の算定区分に変更が生じる場合は、期日までに届け出てください。